

政策目標5-2:多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

(平成27年11月一部改正)

自由貿易の推進は我が国の対外経済政策の柱であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があるというのが、政府全体としての基本的立場であること、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、成長戦略の重要な柱の一つとして掲げられた「経済連携の推進」は、その後の改訂においても、引き続き主要な施策として取り組むこととされており、特にT P P（環太平洋パートナーシップ）については第189回国会総理大臣施政方針演説（平成27年2月12日）においても取り上げられていること、さらに、税関分野における貿易円滑化は日本企業の海外展開を支援することとなることから、上記の内容を政策目標として設定しています。

財務省としては、関係省庁と連携しつつ、W T O（世界貿易機関）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。

また、貿易ビジネス環境の改善を通じて我が国企業の国際競争力の強化を図り、我が国経済の成長力を強化していく観点から、W C O（世界税関機構）、J I C A（国際協力機構）及びM D B s（国際開発金融機関）とも連携しつつ、各国の貿易円滑化を積極的に推進し、具体的な成果を追求していきます。

さらに、現在、W C O等の国際機関をはじめ、A P E C（アジア太平洋経済協力）等の地域協力の枠組み、E P A（経済連携協定）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、税関手続の国際的標準化等を図ることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者利便の向上、社会悪物品の密輸阻止等にも資するものと考えられます。

貿易大国である我が国としては、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及びE P A等において、税関分野における手続等の国際的調和の推進に積極的に取り組みます。

(上記目標を達成するための施策)

政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進

上記目標の概要

政策目標5-2についての評価結果

| 政策目標についての評定 | |
|-------------|--|
| | S 目標達成 |
| 評定の理由 | すべての施策についての評定が「S 目標達成」であるため、当該政策目標についての評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。 |

| | |
|----------------------------------|--|
| 政 策 の 分 析 | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進は引き続き必要です。</p> <p>2014年11月にWTOで採択された貿易円滑化協定は、貿易規則の透明性の向上、税関手続の迅速化・簡素化を通じて世界貿易の促進に資するものであり、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化につながるものです。政府全体として同時並行的に交渉を行っているEPAは、貿易・投資の拡大を通じた我が国経済の活性化に資するものです。</p> <p>また、ASEAN諸国を中心として、相手国税関の支援ニーズ等を踏まえた技術協力を実施し、貿易円滑化の推進に積極的に貢献しています。これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。</p> <p>また、上記施策に効率的に取り組むため、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。</p> |
|----------------------------------|--|

| | | | |
|---|--|---|--|
| 施 策 | 政5-2-1:多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進 | | |
| 測 定 指 標 (定 性 的 な 指 標) | <p>[主要] 政5-2-1-B-1: 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進</p> | 目 標 | <p>WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉に取り組むとともに、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。</p> |
| | 実 績 | <p>WTOにおける交渉やEPA交渉の進展に貢献し、貿易円滑化協定の受諾、TPP協定交渉の大筋合意及び同協定の署名がなされました。</p> | <input checked="" type="radio"/> ○ |
| <p>(目標の設定の根拠) 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進は政府全体の取組によって図られるものであるところ、これに対する財務省としての貢献を目標として設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 多角的自由貿易体制の維持・強化について、WTOにおいて採択された貿易円滑化協定の我が国における受諾に貢献しました。また、経済連携の推進については、平成27年10月のTPP協定交渉の大筋合意及び平成28年2月の同協定の署名に当たり、各国との利害の調整や経済関係の一層の強化に努めました。そのため、達成度は「○」としました。</p> | | | |
| 施 策 に つ い て の 評 定 | s 目標達成 | | |
| 評 定 の 理 由 | <p>多角的自由貿易体制の維持・強化に関して、WTOにおいて採択された貿易円滑化協定の我が国における受諾に貢献しました。</p> <p>また、経済連携の推進に関して、TPP（環太平洋パートナーシップ）、RCEP（東アジア広域経済連携）、日EU・EPA等の政府全体として多数のEPA交渉に同時並行的に取り組む中で、財務省所管物品等の関税交渉及び関税制度等の当省が所管する制度等の議論等を通じて交渉に貢献し、平成27年10月にはTPP協定交渉が大筋合意に至り、平成28年2月には同協定の署名がなされました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。</p> | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|--------|--------|--------|--------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 施策 | 政5-2-2:税関分野における貿易円滑化の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 測定指標（定量的な指標） | [主要]政5-2-2-A-1:税関相互支援協定等の締結数 (単位:国・地域) | 年 度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 達成度 | | | | | | | | | | | | |
| | | 目標値 | 前年より増加 | 前年より増加 | 前年より増加 | 前年より増加 | 前年より増加 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | 実績値 | 22 | 24 | 26 | 28 | 30 | | | | | | | | | | | | | |
| (目標値の設定の根拠) 税関相互支援協定等の締結数を増加させることで、不正薬物等の水際における取締りをより効果的に推進することができるため、目標として設定しました。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (目標の達成度の判定理由) 目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 測定指標（定性的な指標） | 政5-2-2-B-1:税関分野における貿易円滑化の推進 | 目 標 | 税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。 | | | | | 達成度 | | | | | | | | | | | | |
| | | 実 績 | <p>関税技術協力については、平成27年度に62カ国から325名の受入、27カ国へ184名の派遣を実施しました。</p> <p>また、通関システムの導入支援については、平成26年6月末にベトナムでの全国展開を完了し、さらに有効活用するための支援を行っており、ミャンマーでの支援についても、引き続き実施しています。</p> <p>WCOにおいて、2回開催されたWTO貿易円滑化協定に関する作業部会に出席し、日本の経験を共有する等議論に貢献したほか、日中韓3か国関税局長・長官会議を約4年ぶりに開催し、税関分野における一層の協力強化に取り組んだこと、また、新たに署名されたTPP協定において税関分野に係る規定を盛り込んだことや、新たにスペインとの間で税関相互支援協定を締結したこと、貿易円滑化の推進に貢献しました。</p> | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | (目標の設定の根拠) 税関分野における貿易円滑化の推進は、我が国による技術協力をはじめとしたこれらの取組への貢献により達成されるものであるためです。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (目標の達成度の判定理由) 税関分野における貿易円滑化の推進に向けて、目標に掲げる各取組を着実に実施しましたので、達成度は「○」としました。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策についての評定 | s 目標達成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評定の理由 | <p>測定指標「税関相互支援協定等の締結数」は昨年度の実績値を上回りました。</p> <p>ASEAN諸国を中心に、相手国の支援ニーズ等を踏まえつつ、税関行政の近代化のための技術協力を実施しました。特に、日本の通関システムであるNACCSをベースとした通関システムの導入支援については、ベトナムでは平成26年6月末に全国展開を完了し、さらに有効活用するための支援を行っており、ミャンマーでも平成27年10月までにシステム構築を完了し、平成28年中の運用開始を目指して引き続き支援を進めており、アジアにおける貿易円滑化に大きく貢献しました。</p> <p>このほか、WCOをはじめとする国際機関等での枠組や日中韓3か国関税局長・長官会議など地域協力の枠組において、貿易円滑化の推進に貢献しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---------|--|
| 評価結果の反映 | 以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。 多角的自由貿易体制の維持・強化については、貿易円滑化協定の早期発効に向け、他の未受諾の加盟国に対し受諾に向けた取組みを促すとともに、様々なWTO上の取組みにも貢献していきます。 経済連携の推進については、それぞれの交渉に引き続き積極的に取り組んでいきます。 税関分野における貿易円滑化の推進については、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めています。 また、WCOをはじめとする国際機関等枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めています。 平成29年度予算概算要求にあたっては、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。 |
| | |

| 財務省政策評価懇談会における意見 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|--------|--------|--------|--------|----|--------|------|------|------|---------------|------|--------|--------|--------|--------|------|---|---|---|--|-----|---|---|------|--|----|--------|--------|------|--|---------|--------|--------|------|--|
| 政策目標に係る予算額 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算</td> <td>59,035</td> <td>40,279</td> <td>54,031</td> <td>52,709</td> </tr> <tr> <td>補正予算</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越等</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>N.A.</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>59,035</td> <td>40,279</td> <td>N.A.</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円)</td> <td>24,878</td> <td>11,798</td> <td>N.A.</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 区分 | 平成25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 予算の状況 (千円) | 当初予算 | 59,035 | 40,279 | 54,031 | 52,709 | 補正予算 | — | — | — | | 繰越等 | — | — | N.A. | | 合計 | 59,035 | 40,279 | N.A. | | 執行額(千円) | 24,878 | 11,798 | N.A. | |
| 区分 | 平成25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 予算の状況 (千円) | 当初予算 | 59,035 | 40,279 | 54,031 | 52,709 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 補正予算 | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 繰越等 | — | — | N.A. | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | 59,035 | 40,279 | N.A. | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 執行額(千円) | 24,878 | 11,798 | N.A. | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(概要)
多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。
(注) 平成27年度「繰越等」、「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定です。

| | |
|-------------------------|--|
| 政策目標に係る施政方針演説等内閣の主な重要政策 | 第189回国会 総理大臣施政方針演説（平成27年2月12日） インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成26年6月3日改訂、平成27年6月2日改訂） 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定） 総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定） 第190回国会 総理大臣施政方針演説（平成28年1月22日） |
|-------------------------|--|

| | |
|---------------------------|----|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | なし |
|---------------------------|----|

| | |
|--------------------|--|
| 前年度政策評価結果の政策への反映状況 | <p>多角的自由貿易体制の強化については、貿易円滑化協定の早期発効に向け、我が国は平成27年6月に受諾し、他の未受諾の加盟国に対し受諾に向けた取組みを促すとともに、様々なWTO上の取組みにも貢献しました。</p> <p>経済連携の推進については、それぞれの交渉に引き続き積極的に取り組みました。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進については、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。</p> <p>また、WCOをはじめとする国際機関等枠組み、EPA及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。</p> <p>平成28年度予算概算要求にあたっては、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。</p> |
|--------------------|--|

| 担当部局名 | 関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室） | 政策評価実施時期 | 平成28年6月 |
|-------|--------------------------------------|----------|---------|
|-------|--------------------------------------|----------|---------|